

24生畜第1760号
平成24年11月30日

公益社団法人日本馬事協会会長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
食肉鶏卵課長
競馬監督課長

原子力発電所事故を踏まえた馬の出荷に関する留意事項の再徹底について

いつも畜産行政の推進にご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。
今般、馬肉から、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食品中の放射性物質に関する基準値を超える放射性セシウムが検出されたことを踏まえ、別添のとおり、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県及び埼玉県に対し、指導を行いましたので、貴団体傘下の会員に対しても周知方よろしくお願ひいたします。



写

24生畜第1760号
平成24年11月30日

東北農政局生産部長 殿
関東農政局生産部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
食肉鶏卵課長
競馬監督課長

原子力発電所事故を踏まえた馬の出荷に関する留意事項の再徹底について

馬については「原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について」(平成23年7月23日付け23生畜第922号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、食肉鶏卵課長連名通知。以下「7月23日付け通知」という。)及び「原子力発電所事故を踏まえた牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査に係る一問一答について」(平成23年7月31日付け23生畜第951号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、食肉鶏卵課長連名通知。以下「7月31日付け通知」という。)に基づき、食用の目的で飼養されている馬について不適切な飼養管理が判明した場合は、適切な飼養管理の実施並びに出荷及び移動の自粛を行うこと、食用以外の目的で飼養されている馬については移動時に食用に供さないことを伝達すること等の指導を行ってきたところですが、今般、馬肉から、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく食品中の放射性物質に関する基準値を超える放射性セシウムが検出されたところです。

のことから、貴局管内の各県のうち、これまで実施された牧草のモニタリング調査の結果が「放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知)に基づく新たな飼料の暫定許容値(100 Bq/kg)(以下「暫定許容値」という。)を超えたことのある岩手県、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県及び埼玉県に対し、当該地域において馬の飼養者に対し7月23日付け通知及び7月31日付け通知の徹底を図るとともに、下記の事項について指導方よろしくお願ひいたします。

記

- 1 食用の目的で飼養されている馬については、暫定許容値以下の飼料を給与することとし、
 - ① 暫定許容値を超える飼料の給与が否定できない馬については、飼養者に対し、当該馬の移動及び出荷の自粛を指導すること。
 - ② 当該馬を出荷しようとする場合には、「飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について」(平成24年2月3日付け23生畜第2255号、23消安第5364号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長連名通知)の2.(2)に準じ適切な飼養管理等を行うとともに、と畜場において放射性セシウムに関する検査を行うこと。

写

2 1以外の馬（競走用、乗用、ふれあい用、愛玩用等の目的で飼養されている馬）については、

- ① 暫定許容値以下の飼料を給与するよう努めること。
- ② 暫定許容値を超える飼料の給与が否定できない馬については、売却等により飼養者が変更となる場合は、移動先の飼養者に対し、当該家畜が放射性物質による汚染の可能性がある旨を伝達すること。
- ③ 当初の飼養目的と異なり食用に供しようとする場合には、1と同様の取扱いとすること。